

平成 27 年度

大阪市高速鉄道事業会計補正予算書

(第 1 回)

平成27年度大阪市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成27年度大阪市高速鉄道事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(重要な資産の処分の補正)

第2条 予算第10条の次に、次の1条を加える。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	もと都島技術事務所 大阪市都島区 都島本通2丁目19番1 ほか1筆	1,273.80 平方メートル (ただし、同 地番のうち交 通局持分割合 による面積)	売払い
	建 物	もと都島技術事務所 大阪市都島区 都島本通2丁目19番1 ほか1筆	延床面積 1,654.12 平方メートル	売払い

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

重要な資産の処分を追加するため、この予算案を提出する次第である。